

## 五島市イメージキャラクター取扱要領

(平成23年 1月12日 決裁)

### (目的)

第1 この要領は、五島市イメージキャラクター（以下「キャラクター」という。）を使用する場合の取扱について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2 この要領のキャラクターとは、次に掲げるものとし、そのデザインは別表に定めるとおりとする。

- (1) ごとりん
- (2) バラモンちゃん
- (3) つばきねこ

### (使用の許可等)

第3 キャラクターのデザインを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめキャラクター使用許可申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用についてを通知すれば足りるものとする。

- (1) 国、県、市及びその関係機関が公用で使用するとき。
- (2) 報道機関が市政に係る報道及び広報の目的で使用するとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に認めるとき。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、速やかにその可否を決定し、キャラクター使用許可・不許可通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 キャラクターのデザインの使用は、無償とする。

### (使用の制限)

第4 次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可をしないものとする。

- (1) 市の信用や品位を害する、又はキャラクターの制定の趣旨に反すると認められるとき。
- (2) 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (3) 政治活動及び宗教活動に使用すると認められるとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が使用について不相当と認めるとき。

### (遵守事項)

第5 キャラクターのデザインの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された目的及び方法で使用する事。
- (2) 定められたキャラクターデザインを正しく使用すること（使用する物件の形状等により、当該デザインどおりに使用することができないと市長が認める場合を除く。）。ただし、キャラクターデザインを損なわない範囲において、他の色を使用することができる。
- (3) 使用する物件の完成見本を速やかに市長に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真等確認ができるものをもって代えることができる。
- (4) キャラクターデザインを自己のものとして商標登録を行わないこと及び他の者に商標登録させないこと。

#### (申請内容の変更)

第6 使用者が許可の内容を変更しようとするときは、キャラクター使用許可変更申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、速やかにその可否を決定し、キャラクター使用内容変更許可・不許可通知書（様式第4号）により使用者に通知するものとする。

#### (使用許可の取り消し等)

第7 市長は、使用者が次ぎの各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消すことができる。

- (1) この要領の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な行為により使用の許可を受けたとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。
- 2 市長は、前項の規定により、使用の許可を取り消したときは、キャラクター使用許可取消書（様式第5号）により使用者に通知するものとする。
- 3 使用の許可を取り消された者が、取り消しによって損害を受けることがあっても、市は、その賠償の責を負わない。

#### (損害賠償)

第8 第7第1項各号のいずれかに該当する行為をした者は、これにより市に生じさせた損害を賠償しなければならない。

#### (その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、キャラクターの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この要領は、決裁日から適用する。

様式第1号（第3関係）

五島市イメージキャラクター使用許可申請書

年 月 日

五島市長（あて）

申請者  
住所又は所在地  
氏名又は団体名  
及び代表者名

印

電話番号（ ）

五島市イメージキャラクターを使用したいので、五島市イメージキャラクター取扱要領第3第1項の規定により申請します。

使用目的		1 営利を目的とする 2 営利を目的としない
使用するキャラクター	1 ごとりん 2 バラモンちゃん 3 つばきねこ	
使用方法		
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで	
使用場所 (使用箇所等)		
添付書類		

様式第2号（第3関係）

五島市イメージキャラクター使用許可・不許可通知書

五島市指令 五キ第 号

申請者  
住所又は所在地  
氏名又は団体名  
及び代表者名

年 月 日付けで申請のあった五島市イメージキャラクターのデザイン使用について、五島市イメージキャラクター取扱要領第3第2項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

年 月 日

五島市長

印

記

使用の許可	許可 ・ 不許可	
許可番号	第 号	
使用目的	1 営利を目的とする 2 営利を目的としない	
使用方法		
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで	
使用場所 (使用箇所等)		
不許可の場合 の理由		
備 考		

様式第3号（第6関係）

五島市イメージキャラクター使用内容変更許可申請書

平成 年 月 日

五島市長（あて）

申請者  
住所又は所在地  
氏名又は団体名  
及び代表者名

印

電話番号（ ）

五島市イメージキャラクターの使用内容を変更したいので、五島市イメージキャラクター取扱要領第6第1項の規定により申請します。

許可番号	第 号	
変更理由		
変更内容	変更前	
	変更後	
添付書類		

様式第4号（第6関係）

五島市イメージキャラクター使用内容変更許可・不許可通知書

五島市指令 五キ第 号

申請者  
住所又は所在地  
氏名又は団体名  
及び代表者名

年 月 日付けで申請のあった五島市イメージキャラクターのデザイン使用について、五島市イメージキャラクター取扱要領第6第2項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

年 月 日

五島市長

印

記

使用内容変更の可否		許可 ・ 不許可
許可番号		第 号
変更内容	変更前	
	変更後	
不許可の場合の理由		

様式第5号（第7関係）

五島市イメージキャラクター使用許可取消書

五島市指令 五キ第 号

申請者  
住所又は所在地  
氏名又は団体名  
及び代表者名

年 月 日付け五島市指令 五キ第 号にて許可した五島市イメージキャラクターのデザイン使用については、下記の事由により許可を取り消します。

記

取消事由